

発議案第8号

高校授業料無償化の継続と、さらなる拡充を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊞
	同	中 村 健 敏	㊞

提案理由

政府に対して、高校授業料無償化の継続とさらなる拡充を求める。

これが、本案を提出する理由である。

高校授業料無償化の継続と、さらなる拡充を求める意見書

日本の高校教育は、その進学率が98%に達しているように「準義務教育」とも言うべきものになっている。しかし、貧困と格差が広がる中で、進学に伴う教育費負担は、家計に重くのしかかっている。家庭の経済状況にかかわらず、すべての高校生に学ぶ権利を保障することは、政治の重い責任である。

今年度導入された高校無償化について、首相は、「高校中退者の減少や、再入学者が増加するなど一定の成果があった」として、2012年度も現行どおり実施する方向で予算計上したことは、多くの国民の願いにこたえたものであり、当然と言える。

しかし、その一方で民主党は、2011年8月に自民、公明両党と結んだ「3党合意」の中では、2012年度以降、高校授業料の無償化見直しを打ち出しており、所得制限の導入を求める声も出されている。

この「3党合意」は、政府の現在の施策と明らかに矛盾するものと言わざるを得ない。政府が国民の期待を裏切り、高校無償化を後退させるようなことは断じて許されない。

高校教育の無償化は、今や世界の流れになっている。日本は、国際人権規約が定めた「無償教育の漸進的な導入」の条項を留保しているが、規約を批准した160カ国の中で、この部分を留保しているのは、日本とマダガスカルの2国のみであり、国際的にも大きく立ちおけている。

今、必要なことは、高校無償化の後退ではなく、私立高校授業料の実質無料化や、給付制奨学金の実現など、さらなる拡充を図ることである。

よって、本議会は、政府に対して、高校授業料無償化の継続とさらなる拡充を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様